

## ○ 北斗市要保護及び準要保護就学援助費交付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、北斗市立小中学校(以下「小中学校」という。)に在学する学齢児童生徒のうち、経済的理由等によって就学困難な者の保護者に対し、必要な援助をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

### (就学援助の対象者)

第2条 この規則による就学援助の対象者は、北斗市内に住所を有する学校教育法第23条に規定する学齢児童又は同法第39条第2項に規定する学齢生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 北斗市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(以下「準要保護者」という。)

### (申請の手続)

第3条 この規則による就学援助費の支給を受けようとする者は、教育委員会又は学校長に要保護及び準要保護児童生徒に係る申請書(世帯票)(別記様式。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

### (要保護者及び準要保護者の認定)

第4条 教育委員会は、申請書を受理したときは、速やかに申請書の内容を調査し、必要に応じて北海道知事、民生児童委員及び学校長の助言を求め、認定の可否を決定するものとする。

### (決定の通知)

第5条 教育委員会は、就学援助の認定の可否を決定したときは、速やかに保護者及び当該学校長に、決定の内容を通知するものとする。

### (就学援助費の支給)

第6条 教育委員会は、就学援助の認定を受けた保護者には、別に定める種類及び額の就学援助費を支給するものとする。

### (変更の届出)

第7条 就学援助費の支給を受けている保護者が、年度の途中において経済状況の好転又は児童生徒が設置者の異なる学校へ転学若しくは死亡等により受給内容に変更が生じた場合は、保護者及び当該学校長は、速やかに届け出るものとする。

### (認定の変更及び取消し)

第8条 教育委員会は、前条の規定による届出があった場合には、内容を調査し、就学援助費の変更及び認定の取消しを行い、その旨を保護者及び当該学校長に、通知するものとする。

### (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別記様式(第3条関係)

教育 長	課長	係長	提案	合議	
次のとおり、準要保護世帯として認定し、又は否認定してよろしいかお伺いたします。					

年度 要保護及び準要保護児童生徒に係る申請書(世帯票)

学校名	児童生徒氏名	学年	保護者氏名簿			いずれかに○
			氏名			
			住所	北斗市		要保護
			電話番号			準要保護
構成世帯	続柄	氏名	生年月日及び年齢	職業	勤務先及び身分又は学校名及び学年	学校長の意見
本人を含む。保護者及び						
就学援助を必要と認める該当項目(該当項目すべてに○を付すこと。)	1 PTA 会員、学級費等の学校納付金等の減免が行われている。 2 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い。 3 学校納付金の納付状態が悪い、被服等が悪い、学用品通学用品等に不自由している等、その原因が保護者の生活状態が極めて悪いため。 4 経済的理由による欠席日数が多い。 5 その他					
上記のとおり就学援助を必要としますので申請(報告)します。						
年 月 日						
北斗市教育委員会 様				保護者名(学校長)		印



3 年中の収入金額

氏名	収入金額	所得金額		所得金額÷12 箇月
	円	円		円

4 需要額調

第1類基準	円	住宅扶助費	円
生活扶助			
第2類基準	円	母子加算費	円
(小学校)	円	冬期扶助費	円
教育扶助			
(中学校)	円	期末一時扶助費	円
(小学校)	円		
学校給食費		需要額合計	円
(中学校)	円		
需要額比率	◆		

※ 太線で囲んでいるところだけ御記入願います。